

# ○市ヶ谷情報センター利用規程

規定第615号

一部改正 2003年 4月 1日 2007年 4月 1日

(趣旨)

**第1条** この規程は、市ヶ谷情報センター（以下「センター」という。）規程第11条に基づき、センターの利用について規定するものとする。

(利用者の資格)

**第2条** センターを利用できる者は、下記のとおりとする。

- (1) 本学の学生及び大学院生
- (2) 本学専任教員及び職員
- (3) 電子計算機利用学科目を担当する兼任教員及びこれに準ずる者
- (4) その他センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）の承認を受けた者

(利用の範囲)

**第3条** 前条の者が利用できる範囲は下記のとおりとする。

- (1) 電子計算機利用学科目の教育に関すること。
- (2) 前号のほか本学の教育に関すること。
- (3) 本学における研究に関すること。
- (4) 本学の事務処理に関すること。
- (5) その他運営委員会の議を経てセンター長が適当と認めたこと。

(利用の手続)

**第4条** センターを利用しようとする者は、本人が所定の申請書をセンター長に提出し、承認を受けなければならない。

(利用の承認と利用期間)

**第5条** センターは、前条の申請書を受理した場合、適当と認めた者には認証番号（ID番号）を与えて、センターの利用を承認するものとする。

- 2 前項の認証番号及びセンター利用の有効期間は、原則として本学在籍期間とする。ただし、利用期間を定められた場合は、その当該期間とする。

(禁止行為)

**第6条** センターの利用者は、下記の行為をしてはならない。

- (1) 所定の手続きを経ずに不正にセンターを利用する行為
  - (2) 第三者に不正に利用させる行為
  - (3) 申請書に虚偽の記載を行う行為
  - (4) センターの指示に違反し、他の利用者に迷惑をかける行為
  - (5) 法政大学教育学術情報ネットワーク利用規程第5条に定める遵守事項に違反する行為
- 2 前項の禁止行為を行った者に対し、センター長は運営委員会の議を経て、センターの利用を停止することができる。

(届出)

**第7条** センターの利用者は、本学の在籍期間が終了する時は、速やかにセンターに届け出なければならない。

(料金の負担)

**第8条** センターの利用者は、別に細則で定めるところにより、料金を支払わなければならない。

(規程の改廃)

**第9条** この規程の改廃は、運営委員会及び総合情報センター運営委員会の承認を得なければならない。

付 則

- 1 この規程は、1999年4月1日から施行する。
- 2 この規程の制定に伴い、「法政大学市ヶ谷計算センター利用規程」を廃止する。
- 3 この規程は、2003年4月1日から一部改正し施行する。
- 4 この規程は、2007年4月1日から第4条を改正し施行する。

(追41)